

○国土交通省告示第六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年一月二十三日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道470号新設工事（能越自動車道「七尾氷見道路」新設工事・石川県七尾市小池川原町地内から同市矢田町壺七号雀端地内まで、同市東浜町壺地内から富山県氷見市中波字瀧ヶ峯地内まで及び同市宇波地内から同市宇波字吉田地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 石川県七尾市小池川原町、小池川原町ハ、小池川原町円山、小池川原町ホ、古城町エ、古屋敷町ト、古屋敷町チ、古屋敷町へ、古屋敷町リ、古屋敷町ヌ、古屋敷町ヲ、古城町ロ、古城町ハ、古城町ニ、古城町川清水、古屋敷町川畦、古屋敷町レ、古屋敷町ソ、竹町ネ、矢田町甲、矢田町壺九号鉄砲山、矢田町式〇号鉄砲山、矢田町式壺号鉄砲山、矢田町式式号七株田、矢田町壺七号雀端、東浜町壺、東浜町白助、東浜町ケ、東浜町コ、東浜町フ、東浜町善間谷内、東浜町エ、大泊町壺参、大泊町マ、大泊町壺八、大泊町壺九、大泊町崎谷、大泊町式五、大泊町式七、大泊町イ、大泊町泊、大泊町ツ、大泊町ケ、大泊町伊豆穴、大泊町リ、大泊町ヌ、大泊町藤巻、大泊町ヲ、大泊町ヨ及び大泊町ロ地内

富山県氷見市脇字円山及び字上野、中波字上野、字後山、字女子及び字瀧ヶ峯、宇波、宇波字吉田及び字上野、白川並びに白川字川下地内

2 使用の部分 石川県七尾市小池川原町、小池川原町円山、小池川原町ホ、古城町エ、古屋敷町ト、古屋敷町チ、古屋敷町へ、古屋敷町リ、古屋敷町ヌ、古屋敷町ヲ、古屋敷町川畦、古屋敷町レ、竹町ネ、矢田町甲、矢田町式〇号鉄砲山、矢田町式壺号鉄砲山、矢田町式式号七株田、大泊町マ、大泊町壺八、大泊町崎谷、大泊町式五、大泊町イ、大泊町伊豆穴、大泊町ヌ、大泊町藤巻、大泊町ヲ、大泊町ヨ及び大泊町ロ地内

富山県氷見市脇字円山及び字上野、中波字上野、字後山、字女子及び字瀧ヶ峯、宇波、宇波字吉田並びに白川地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、石川県七尾市千野町ほ地内の七尾インターチェンジ（仮称）から富山県氷見市宇波字吉田地内の灘浦インターチェンジまでの延長20.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道470号新設工事（能越自動車道「七尾氷見道路」新設工事）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の新設は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道470号（能越自動車道。以下「本路線」という。）は、輪島市を起点とし、七尾市、氷見市、高岡市等を経由して砺波市に至る延長約100kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する石川県七尾市及び富山県氷見市（以下「本件地域」という。）は、ブリ、カキ等の漁業が盛んな地域であり、水揚げされた水産物は関東、関西方面等に出荷されている。

本件地域には、物流等を担う幹線道路として一般国道160号があるが、本件区間に対応する区間（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間があるほか、自然災害による通行止めが行われるなど、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済みである本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道北陸自動車道等と連絡されることから、本件地域内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化に寄与するとともに、自然災害発生時等における現道の代替路が新たに整備されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である石川県知事及び富山県知事が、「環境影響評価の実施につ

いて」(昭和59年8月閣議決定)等に基づき、石川県区間については平成10年7月及び平成12年2月に、富山県区間については平成10年7月に、それぞれ大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成23年12月及び平成24年6月に環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による天然記念物であるオジロワシ及びカンムリウミスズメ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)における国内希少野生動植物種であるオオタカ、ハヤブサ及びシャープゲンゴロウモドキ等が確認されている。オジロワシ及びカンムリウミスズメについては、計画路線は主な生息環境を通過しないことから、オオタカ及びハヤブサについては、計画路線近傍に営巣は確認されておらず、周辺には同様の生息環境が広がっていることから、それぞれ影響は小さいとされている。シャープゲンゴロウモドキについては、周辺には同様の生息環境が広がっていることから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているイヌマムカゴ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているマルバノサトウガラシ、ミズオオバコ、ナツエビネ、クマガイソウ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所での生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が14箇所存在するが、このうち8箇所については発掘調査等が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る6箇所についても石川県教育委員会及び富山県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件地域内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規

格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、石川県区間については平成10年7月31日及び平成12年2月22日に都市計画決定され、平成19年12月4日及び平成22年1月12日に変更決定された都市計画と、富山県区間については平成10年7月31日に都市計画決定された都市計画と、それぞれ車線数等を除き、基本的内容について整合しているものである。なお、本件事業については、4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線の事業として施行するものであるが、トンネル及び橋梁の延長、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件地域内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、現道は道路幅員が狭小な区間等が存在し、自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる能越自動車道建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 石川県七尾市役所及び富山県氷見市役所